

尼崎市指定専門型訪問サービス、指定標準型訪問サービス、指定介護予防型通所サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項に関する要領（新旧対象表）

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 指定専門型訪問サービス単位数に関する事項</p> <p>1 専門型訪問サービス費</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 指定専門型訪問サービス事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い 訪問介護と同様であるので「<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について</u>」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「<u>老企第36号</u>」という。）<u>第2の2の14</u>を参照されたい。</p> <p>(4) <u>注3</u>の取扱い (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 指定専門型訪問サービス単位数に関する事項</p> <p>1 専門型訪問サービス費</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 指定専門型訪問サービス事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い 訪問介護と同様であるので<u>老企第36号第2の15</u>（ただし、⑤の規定を除く。）を参照されたい。</p> <p>(4) <u>注4</u>の取扱い (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び</u></p>

ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について)を参照すること。

(7) 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(8) 介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(9) 区分支給限度基準額外の加算について

総合事業実施要綱第8条第1項、第3項及び第4項に規定する費用の額を算定するに当たっては、当該額から指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱別表の専門型訪問サービス費の額の規定による加算に係る費用の額を控除するものとする。

(10) その他の取扱い

前記以外の基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱方針に従うこととする。

なお、通院等乗降介助については、算定されない。

様式例の提示について)を参照すること。

(7) 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(新設)

(8) 区分支給限度基準額外の加算について

総合事業実施要綱第8条第1項、第3項及び第4項に規定する費用の額を算定するに当たっては、当該額から指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱別表の専門型訪問サービス費の額の規定による加算に係る費用の額を控除するものとする。

(9) その他の取扱い

前記以外の基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱方針に従うこととする。

なお、通院等乗降介助については、算定されない。

第3 指定標準型訪問サービス単位数表に関する事項

1 標準型訪問サービス費

(1)～(3) (略)

(4) 指定標準型訪問サービス事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い

当該事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定標準型訪問サービスを行った場合の実利用者数については、当該事業所と、指定訪問介護事業又は指定専門型訪問サービスの事業とが一体的に運営している場合、指定訪問介護事業又は指定専門型訪問サービスの事業の利用者を含めずに計算すること。

その他の取扱いについては、訪問介護と同様であるので老企第36号第2の2の(14)を参照されたい。

(5) 介護職員処遇改善加算について

指定標準型訪問サービス事業所において、介護職員処遇改善加算の対象となる介護職員は、指定訪問型サービス基準要綱第43条に規定する従事者（管理者又は訪問事業責任者を兼務している場合も含む。）とする。

指定標準型訪問サービスにおいて、介護職員処遇改善加算の内容は、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。

第3 指定標準型訪問サービス単位数表に関する事項

1 標準型訪問サービス費

(1)～(3) (略)

(4) 指定標準型訪問サービス事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い

当該事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定標準型訪問サービスを行った場合の実利用者数については、当該事業所と、指定訪問介護事業又は指定専門型訪問サービスの事業とが一体的に運営している場合、指定訪問介護事業又は指定専門型訪問サービスの事業の利用者を含めずに計算すること。

その他の取扱いについては、訪問介護と同様であるので老企第36号2の(15)を参照されたい。

(5) 介護職員処遇改善加算について

指定標準型訪問サービス事業所において、介護職員処遇改善加算の対象となる介護職員は、指定訪問型サービス基準要綱第43条に規定する従事者（管理者又は訪問事業責任者を兼務している場合も含む。）とする。

指定標準型訪問サービスにおいて、介護職員処遇改善加算の内容は、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。

(6) 介護職員等特定処遇改善加算について
介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知
(「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(7) 介護職員等ベースアップ等支援加算について
介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。

(8) 区分支給限度基準額外の加算について
総合事業実施要綱第8条第1項、第3項及び第4項に規定する費用の額を算定するに当たっては、当該額から指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱別表の標準型訪問サービス費のオの規定による加算に係る費用の額を控除するものとする。

(9) その他の取扱い
前記以外の基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱方針に従うこととする。
なお、身体介護及び通院等乗降介助については、算定されない。

第4 指定介護予防型通所サービス単位数表に関する事項

(6) 介護職員等特定処遇改善加算について
介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知
(「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(新設)

(7) 区分支給限度基準額外の加算について
総合事業実施要綱第8条第1項、第3項及び第4項に規定する費用の額を算定するに当たっては、当該額から指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱別表の標準型訪問サービス費のオの規定による加算に係る費用の額を控除するものとする。

(8) その他の取扱い
前記以外の基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱方針に従うこととする。
なお、身体介護及び通院等乗降介助については、算定されない。

第4 指定介護予防型通所サービス単位数表に関する事項

<p>1 介護予防型通所サービス費</p> <p>(1) <u>注4</u>の取扱い (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(13) 介護職員処遇改善加算の取扱い 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>(14) 介護職員等特定処遇改善加算について 介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p><u>(15) 介護職員等ベースアップ等支援加算について</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p><u>(16) 区分支給限度基準額外の加算について</u> 総合事業実施要綱第8条第1項、第3項及び第4項に規定する費用の額を算定するに当たっては、当該額から指定専門型訪</p>	<p>1 介護予防型通所サービス費</p> <p>(1) <u>注5</u>の取扱い (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(13) 介護職員処遇改善加算の取扱い 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>(14) 介護職員等特定処遇改善加算について 介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(15) 区分支給限度基準額外の加算について</u> 総合事業実施要綱第8条第1項、第3項及び第4項に規定する費用の額を算定するに当たっては、当該額から指定専門型訪</p>
---	--

問サービス等の算定基準要綱別表の介護予防型通所サービス費の
ス及びタの規定による加算に係る費用の額を控除するものと
する。

(17) その他の取扱い

前記以外の基本的な取扱いについては、通所介護又は地域密
着型通所介護の取扱方針に従うこととする。

第5 介護予防ケアマネジメント単位数表に関する事項

(1)～(2) (略)

付 則

この要領は、令和3年10月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和4年10月1日より施行する。

問サービス等の算定基準要綱別表の介護予防型通所サービス費
のス及びタの規定による加算に係る費用の額を控除するものと
する。

(16) その他の取扱い

前記以外の基本的な取扱いについては、通所介護又は地域密
着型通所介護の取扱方針に従うこととする。

第4 介護予防ケアマネジメント単位数表に関する事項

(1)～(2) (略)

付 則

この要領は、令和3年10月1日より施行する。